

令和 7 年設楽町選挙管理委員会告示第 2 6 号

設楽町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（令和 2 年設楽町選挙管理委員会告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

設楽町選挙管理委員会委員長 伊 藤 公 一

第 3 条第 2 項中「選」を削る。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。